

池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託仕様書

1 業務名 池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 履行場所 指定場所

4 業務の目的及び活用方法

（1）業務の目的

日本の近代化以降の発展を支えてきた池島炭鉱の現場を体験することができる池島炭鉱体験施設は、令和 8 年度で廃止することが決まっており、炭鉱の様子や歴史を知る機会が失われる恐れがある。デジタル技術により施設を疑似体験できる環境を池島島内等に整備することで、坑内での体験の様子を残すとともに、施設廃止後も池島の魅力を発信し、訪問客に池島へ来訪していただくきっかけとするもの。

（2）活用方法

①池島への訪問客に、島内で、体験施設の様子を V R で疑似体験していただく。

②長崎への旅行を検討している人や、炭鉱や近代化遺産に興味のある人が、池島を訪問するきっかけになるよう、一部を Web 公開し広く周知を図る。

※上記①②を主とするが、池島や外海地区在住の方に池島の魅力を再認識するための資料となることも期待される。

5 業務の内容

（1）企画・構成

①現在の池島炭鉱体験施設ツアーで体験できるものを閉鎖後にも、VR 技術を活用して疑似体験できる内容であること。

②全体スケジュール、企画及び構成について発注者と協議のうえ、承認を得てから撮影及び編集を行うこと。

（2）撮影、編集及びコンテンツ制作

①撮影に関するアポ入れや申請は、原則受注者が行うものとするが、必要に応じて発注者が支援を行う。

②上記「4 業務の目的及び活用方法」を踏まえ、発注者の承認を得た企画をもとに、高精細（4K 以上）かつ 360°VR コンテンツを制作すること。

③VR コンテンツは、ストーリー性を持たせ、最長 20 分程度の作品を 1 本及び一部を Web 公開するための 1 分程度の作品を制作すること。なお、動画の再生時間については目安であり、企画に応じた最適な再生時間とすること。また制作した最長 20 分程度の作品は体験者が VR ゴーグルを装着し、コントローラー等を通してコンテンツ内を自由に歩きまわれるものとし、1 分程度の作品は、体験者が所有する端末（スマートフォンやパーソナルコンピュータ）での視聴を想定したものとする。最長 20 分程度の作品については、チャプター設定等で体験者が短時間でも体験できる仕組みとすること。

④映像の加工、編集、音楽、テロップの挿入等の編集作業を必要に応じて行うものとする。なお、字幕は日本語及び英語の二カ国表記とする（視聴者が選択できるようにすること。）VR 動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。VR 動画の内容については次のとおりとする。

（ア）音楽（BGM）、字幕、画像、映像等を適宜挿入すること。

（イ）BGM 等の音楽素材の使用に関して、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受注者の負担により行うこと。

⑤VR コンテンツを体験した者が、体験終了後に簡単なアンケートを行い、集計できるシステムを制作すること。アンケートの項目は、10 問程度の質問とし発注者が定めることとする。また、回答は選択式で選べるようにすること。

(3) 視聴環境の整備

①制作した VR 動画の視聴に必要な VR ゴーグル（コントローラ等の附属品含む）を 2 セット納品すること。受託者は、発注者に対し、基本的な VR ゴーグル操作方法の指導を行うこと。併せて操作マニュアルを制作すること。なお、納品物と接続するモニター、モニターを置く台の準備は、発注者が行うものとする。

②VR コンテンツの提供にあたって、スタッフが不在でも利用できるよう、来訪者（利用者）が使用方法等を理解し、かつ混雑による回転率の悪化を防ぐよう、解説や案内の方法について提案し、必要な解説文や案内文を作成すること。なお、この解説文等は外国人観光客にも対応したものとする。

③VR コンテンツ視聴設備を導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。

(4) 保守管理、その他付随する業務

①完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。

②必要と思われる導入後の保守管理経費を計算し提示すること。なお、保守管理経費が最小となるよう VR コンテンツ・視聴設備全体の設計を工夫すること。極力、経常経費がかからないようにすること。

③保守管理経費が発生する場合、成果品納期限である令和 9 年 3 月 5 日から履行期限の令和 9 年 3 月 31 日までで発生する費用を本業務委託の見積書に含めること。

(5) 受託者が提案できる効果的な事項（独自提案）

仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については、積極的に提案を行うこと。

6 成果品

(1) VR コンテンツデータ 20 分程度及び一部 Web 公開用の 1 分程度（電子記録媒体にて納品すること）

(2) 制作したデータが記録されている VR ゴーグル 2 台（コントローラ等の附属品含む）

(3) 操作マニュアル及び運用・保守管理マニュアル（電子記録媒体にて納品すること）

(4) 利用者向け解説文・案内文

7 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和 9 年 3 月 5 日（金）

(2) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階

長崎市文化観光部観光政策課

8 特記事項

(1) 人物を撮影する場合は本人の承諾を得たうえで撮影を行うこと。

(2) 池島炭鉱施設の運営は松島リソース(株)が行っていることから、撮影時は事前の許可を取り、注意事項を厳守すること。

(3) 撮影時は原則として発注者又は松島リソース(株)職員の同行を必要とすること。

(4) 危険個所ではヘルメットを着用すること。

(5) 池島の事前確認（ロケハン）や撮影時の船代、業務を行うに当たり必要な資料収集費、出演料等の一切の経費は受注者が負担すること。また、業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

- (6) 本業務委託の資料として、発注者が「池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託」にて別途作成した動画の提供は必要に応じて行うこととする。

9 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名 ・生年月日 ・経歴書
- ・業務に関する資格者証（写） ・受注者との雇用関係を証明する書類

10 共通事項

- (1) 作業にあたっては、事前に発注者（監督職員）と打合せを行い、作業が円滑に行えるようにすること。
- (2) 業務中に疑義が生じたときは速やかに発注者（監督職員）と協議すること。
- (3) この業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。また、この業務終了後又は解除された後も同様とする。
- (4) 発注者から貸与された資料等は、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 著作権
 - ①受注者は、発注者に対し、本業務の成果品及び企画提案書等のすべての所有権及び知的財産権（著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利を含むが、これらに限らない。以下、「知的財産権」という。）の一切を譲渡する。また、その権利は発注者に帰属し、発注者の承諾なしに使用又は公表してはならない。
 - ②10（5）①の譲渡の対価は、本業務の委託料に含まれるものとする。
 - ③受注者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しない。
 - ④第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
 - ⑤制作にあたっては、知的財産権及び人格権（肖像権、パブリシティ権、プライバシー権を含むが、これらに限られない。以下、「人格権」という。）、その他の権利等について事前に権利者から許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受注者が行うこと。かつ、受注者は、その許諾が失効又は解除される事態が発生しないよう権利許諾処理を行うこと。
 - ⑥所有権及び知的財産権、著作者人格権、人格権、その他の権利等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は、責任を負わないものとする。
 - ⑦受注者は、発注者が本件成果品の利用を許諾した者が本件成果品の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任をもって対処し、発注者が本件成果物の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。
 - ⑧成果品について、受注者は商標の登録申請を行わず、発注者が当該申請を行うときは、無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、発注者の負担とする。
 - ⑨成果品について、発注者が著作権法第 77 条に規定する著作権登録を行う場合には、受注者は、当該登録に要する手続きに無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、発注者の負担とする。
 - ⑩本契約の契約期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 5 日までとする。ただし、本契約に基づいて既に発生していた権利義務は、契約期間の経過により影響を受けないものとし、有効期間が終了した後も、10（2）、（3）、（7）の規定は、効力を失わない。

(6) 業務再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を発注者に

提出し、承認を得なければならない。

①再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

②再委託を行う業務の範囲

(7) 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(8) 法令等の遵守

受注者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

11 契約代金の支払い

本件業務の完了を確認したのち、受注者は契約代金の請求をすることができる。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い業務を遂行すること。